



兵庫労働局発表
令和3年4月28日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部
安全課

課長 森永 芳彰
課長補佐 濱田 一郎

TEL. 078-367-9152

FAX. 078-367-9166

令和2年の労働災害発生状況を公表

―― 労災による死亡者数、休業4日以上の死傷者数とも増加に転じる ――

「墜落・転落」災害による死亡災害増加！ 医療業、社会福祉施設は休業者増加！

あらき しょういち

兵庫労働局(局長 荒木 祥一)では、このたび、兵庫県内における令和2年1月から12月までの労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。

令和2年の労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」)は34人(令和元年比(以下「前年」)3人増加(+9.7%)、平成29年比4人増加(+13.3%))で、前年から増加となりました。

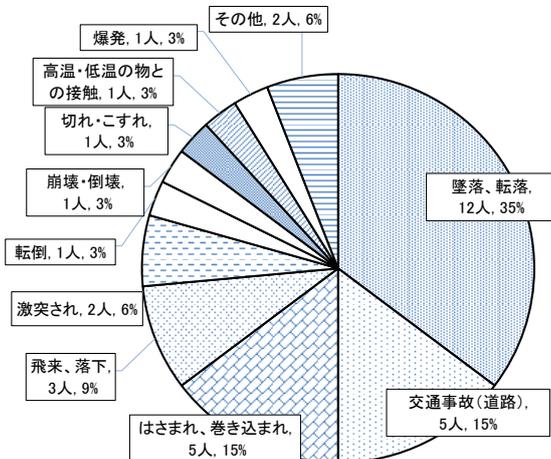
休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」)は5,381人(前年比455人増加(9.2%増)、平成29年比587人増加(+12.2%))となりました。

事故の型別の死亡者数は、「墜落・転落」12人、「交通事故(道路)」5人、「はさまれ・巻き込まれ」5人、「飛来・落下」3人、「激突され」2人、「その他」2人、「転倒」、「崩壊・倒壊」、「切れ・こすれ」、「高温・低温の物との接触(熱中症)」、「爆発」でそれぞれ1人発生しました。【図1参照】

令和2年事故の型別労働災害発生状況(確定値)

【図1】 死亡災害

34人、前年同期比+9.7%

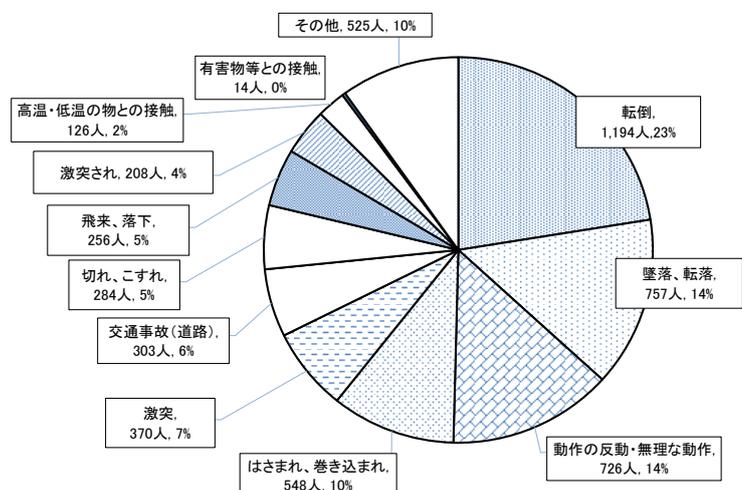


事故の型, 被災者数, 構成比%

出典:死亡災害速報

休業4日以上の死傷災害

5,381人、前年同期比+9.2%



出典:労働者死傷病報告

第1 死亡災害発生状況

	令和2年		令和元年		前年比較	
	死亡者数	構成率	死亡者数	構成率	増減数	増減率
全業種	34	100.0%	31	100.0%	3	9.7%
製造業	5	14.7%	6	19.4%	-1	-16.7%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
建設業	12	35.3%	11	35.5%	1	9.1%
運輸交通業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
陸上貨物運送事業	3	8.8%	6	19.4%	-3	-50.0%
港湾荷役業	1	2.9%	1	3.2%	0	0.0%
林業	1	2.9%	0	0.0%	1	-----%
その他の事業	12	35.3%	7	22.6%	5	71.4%

1 「業種別」

- (1) 全産業 34人 (前年比3人増加 (+9.7%)、平成29年比3人増加 (+13.3%))
- (2) 製造業 5人 (前年比1人減少 (-16.7%)、平成29年比3人減少 (-37.5%))
- (3) 建設業 12人 (前年比1人増加 (+9.1%)、平成29年比増減なし (±0.0%))
- (4) 陸上貨物運送事業3人 (前年比3人減少 (-50.0%)、平成29年比1人減少 (-25.0%))
- (5) 港湾荷役業1人 (前年比増減なし (±0.0%)、平成29年比増減なし (±0.0%))
- (6) 林業 1人 (前年比1人増加 (-----%)、平成29年比1人増加 (-----%))

2 「事故の型別」

- (1) 「墜落・転落」 12人 (前年比3人増加 (+33.3%)、平成29年比3人増加 (+33.3%))
- (2) 「はさまれ・巻き込まれ」 5人 (前年比増減なし (±0.0%)、平成29年比増減なし (±0.0%))
- (3) 「交通事故」 5人 (前年比3人減少 (-37.5%)、平成29年比増減なし (±0.0%))
- (4) 「飛来・落下」 3人 (前年比3人増加 (-----%)、平成29年比3人増加 (-----%))
- (5) 「激突され」 2人 (前年比1人減少 (-33.3%)、平成29年比1人減少 (-33.3%))

3 「年齢別」

10歳代[1人]、20歳代[4人]、30歳代[2人]、40歳代[5人]、50歳代[9人]、60歳代[8人]、70歳代[5人]

4 「経験年数」

1年未満[1人]、1年以上3年未満[9人]、3年以上5年未満[3人]、5年以上10年未満[3人]、10年以上20年未満[5人]、20年以上 [13人]

労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」(以下13次防)(平成30年度～令和4年度)では、平成29年比で死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上減少させることを目標としております。

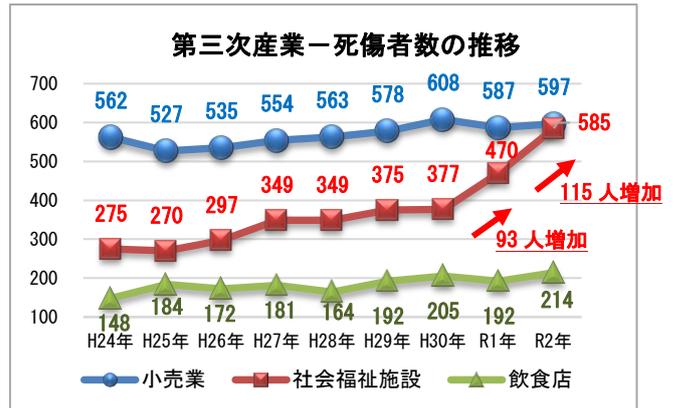
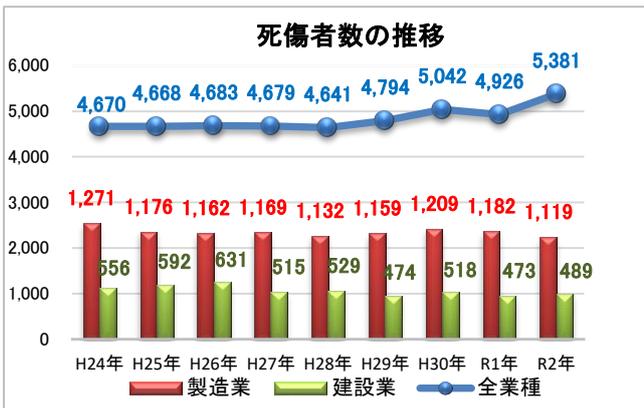
死亡者数については、製造業、陸上貨物運送事業は、13次防の目標達成に向け、着実に減少していますが、建設業の死亡者数をはじめ、平成29年と比較すると未だに多くの業種で増加する結果となりました。

※ 「墜落・転落」災害の死亡者数の増加に歯止めをかけるため、令和3年の兵庫労働局の取組として、4月1日から12月31日までを実施期間とする「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を積極的に展開し、「墜落・転落」災害による死亡者数の減少を図ります。

第2 死傷災害発生状況

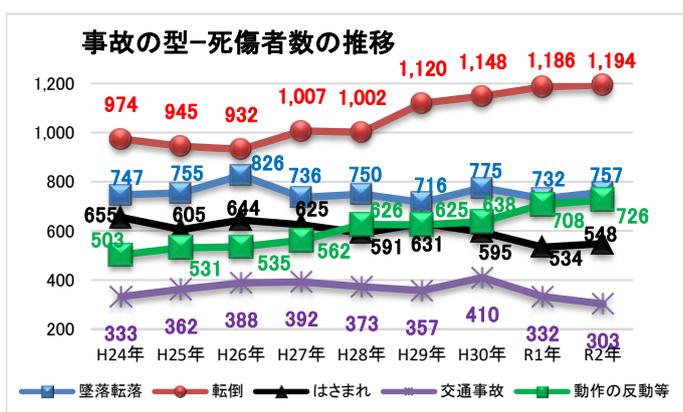
1 「業種別」

- (1) 全産業 5,381 人 (前年比 455 人増加 (+9.2%)、平成 29 年比 587 人増加 (+12.2%))
- (2) 製造業 1,119 人 (前年比 63 人減少 (-5.3%)、平成 29 年比 32 人増加 (+2.9%))
- (3) 建設業 489 人 (前年比 16 人増加 (+3.4%)、平成 29 年比 15 人増加 (+3.2%))
- (4) 陸上貨物運送事業 594 人 (前年比 2 人増加 (+0.3%)、平成 29 年比 25 人減少 (-4.0%))
- (5) 小売業 597 人 (前年比 10 人増加 (+1.7%)、平成 29 年比 19 人増加 (+3.3%))
- (6) 社会福祉施設 585 人 (前年比 115 人増加 (+24.5%)、平成 29 年比 210 人増加 (+56.0%))
- (7) 飲食店 214 人 (前年比 22 人増加 (+11.5%)、平成 29 年比 22 人増加 (+11.5%))
- (8) 医療保健業 441 人 (前年比 315 人増加 (+250.0%)、平成 29 年比 322 人増加 (+271.0%))



2 「事故の型別」

- (1) 「転倒」 1,194 人・・・6 年連続 1,000 人超、全死傷者数の約 2 割を占めています。
(前年比 8 人増加 (+0.7%)、平成 29 年比 74 人増加 (+6.6%))
業種別では、第三次産業 758 人 (小売業 191 人、社会福祉施設 162 人、飲食店 57 人、その他 348 人) が転倒災害の 63.5% を占めています。
- (2) 「墜落・転落」 757 人
(前年比 25 人増加 (+3.4%)、平成 29 年比 41 人増加 (+5.7%))
建設業 155 人 (20.5%)、第三次産業は約 4 割 (304 人 40.2%) を占めています。
- (3) 「はさまれ・巻き込まれ」 548 人
(前年比 14 人増加 (+2.6%)、平成 29 年比 83 人減少 (-13.2%))
- (4) 「交通事故 (道路)」 303 人
(前年比 29 人減少 (-8.7%)、平成 29 年比 54 人減少 (-15.1%))
- (5) 「動作の反動、無理な動作」 726 人
(前年比 18 人増加 (+2.5%)、平成 29 年比 101 人増加 (+16.2%))
- (6) 「その他 525 人 (うち新型コロナウイルス感染によるもの：423 人)」
医療業 (病院) 291 人、社会福祉施設 84 人、清掃業 19 人、製造業 7 人、その他 22 人



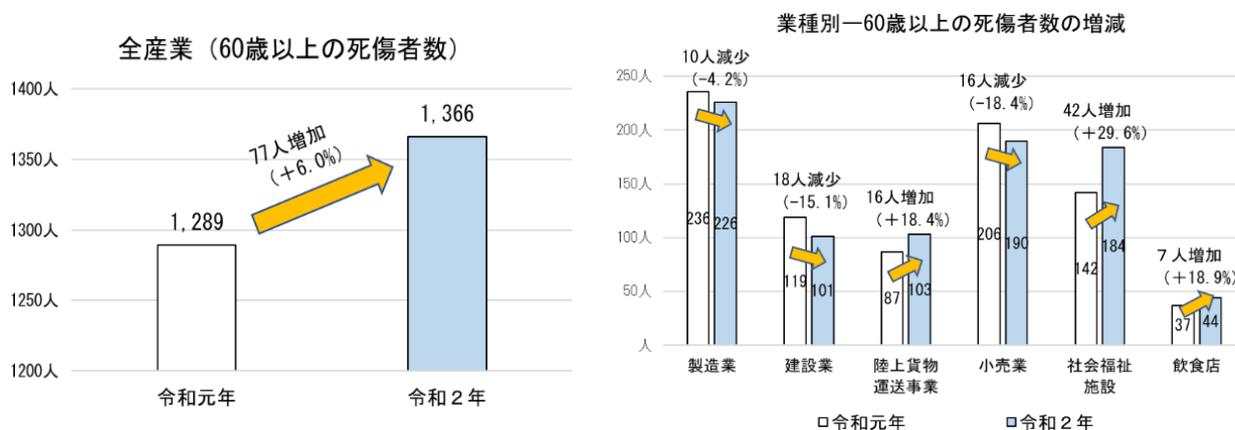
※ 「転倒」と「動作の反動・無理な動作」による「行動災害」は増加傾向にあり、合計した死傷者数 1,920 人は全死傷者数の 4 割近く (35.7%) を占めています。

「はさまれ・巻き込まれ」と「交通事故 (道路)」は減少傾向を示しています。

3 「年齢別」

(1) 60歳以上の死傷者数 1,366人(前年比77人増加(+6.0%))

(2) 60歳以上の死傷者数のうち、社会福祉施設184人は約3割増加(+29.6%)、陸上貨物運送事業103人は約2割増加(+18.4%)しています。



【労働災害が増加した要因】

- 1 令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として緊急事態宣言が発令されたことにより、例年企業が開催する安全大会や安全パトロール等の安全関係の行事が中止され、労働者の安全意識の高揚を図る機会が減少したこと。
- 2 前記1の要因に加え、テレワークや出勤制限等の対応によって、労働者を直接指揮監督する立場の職長や安全スタッフ等が揃わず、相互のチェックが不足したこと。
- 3 「転倒」、「動作の反動・無理な動作」の行動災害による死傷者数及び高年齢労働者の死傷者数が増加したこと。
- 4 前年にはなかった新型コロナウイルス感染による休業者が400名程度増加したこと。

【労働災害の減少に向けた今年度の取組】

- 1 令和2年に死亡労働災害が急増した際、「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動」を11月20日から1月31日まで実施したことにより、死亡労働災害の発生に一定の歯止めはかかりましたが、墜落・転落災害による死亡者数が多いため、令和3年4月1日から12月31にかけて「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を実施します。
- 2 令和元年度からの当局の独自取組である「兵庫リスク低減MS運動」を今年度も積極的に展開し、経営首脳者による職場の安全衛生への深い関与、残留リスク(職場に潜在する危険有害要因)管理などの取組を働きかけます。(2年間の取組により製造業は減少)
- 3 高齢化や就業構造の変化等に対応した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)の周知指導に引き続き取り組むとともに、転倒災害防止対策のための視聴覚教材の普及など、13次防の目標達成に向け取り組んでいきます。
- 4 「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ~取組の5つのポイント~を確認しましょう!」のリーフレット(別添)により、感染防止のための事業場で特に留意すべき事項の取り組み状況の確認を事業者働きかけ、事業場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策の周知を図ります。

※ 「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象のことをいいます。例えば、機械を修理中に手を挟まれたとか、ガス溶接作業をしていて火傷したなど、災害発生の状況を「事故の型」として示しています。

※ 死亡者数は死亡災害速報により集計。死傷者数は、事業者から提出される労働者死傷病報告書をもとに、休業4日以上の死傷者数を集計。なお、これらの件数に通勤中に発生した災害(通勤災害)の件数は含まれません。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

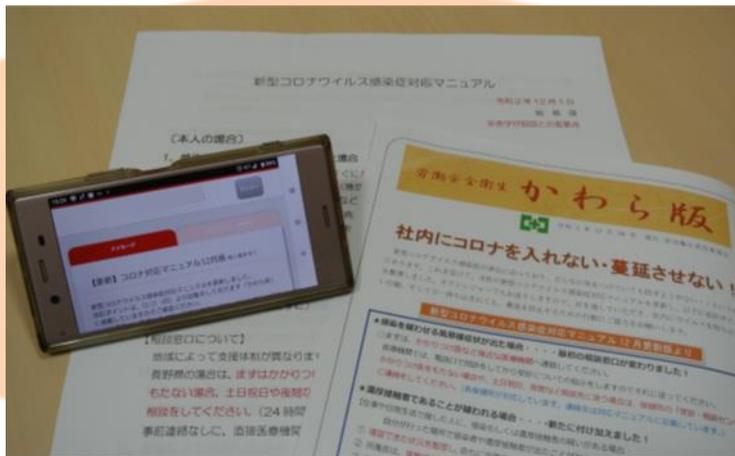
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
 - ①感染リスクのある社員の自宅待機
 - ②濃厚接触者の把握
 - ③消毒
 - ④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーティションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止 5))	
• 手洗い うがい 確実に！	• Rửa tay súc miệng chắc chắn!
• 十分とろう 睡眠は！	• Có đủ giấc ngủ!
• 毎朝検温 忘れずに！	• Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
• 人混み避けよう！マスクせよ！	• Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
• 必ず換気 休憩所！	• Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、密がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999